

亜鉛含有量並びにカドミウム及びその化合物の暫定排水基準の概要

1 亜鉛含有量（一律排水基準：2 mg/L）

業 種	許容限度（単位：mg/L）
金属鉱業	5（平成33年12月10日まで）
電気めっき業	
下水道業（金属鉱業又は電気めっき業の排水を受け入れているもので一定のもの）	

◆国の基準と長野県公害の防止に関する条例（以下、条例という。）の基準の県内工場・事業場への適用関係を整理すると以下のとおり。

（ ）は、条例の基準が適用される。（条例上乘せ排水基準：3 mg/L、裾下げ排水基準：5 mg/L）

排水量、業種等の区分	1日当たりの排水量	500m ³ 以上				50m ³ 以上 500m ³ 未満		50m ³ 未満	
	条例による区分	条例対象 12業種・施設		12業種・施設以外		条例非適用		条例対象 12業種・施設	12業種・施設以外
	省令による区分	省令3業種	3業種以外	省令3業種	3業種以外	省令3業種	3業種以外		
	H28.12.11～ H33.12.10	3	2	5	2	5	2	5	規制なし

（注）1 省令3業種：亜鉛含有量の暫定排水基準が適用される業種

2 条例対象12業種・施設：条例別表の2の区分番号2に掲げる特定施設

→水質汚濁防止法施行令別表第1の26、27、47、49、52、53、58、61、62、63、65、66に掲げる特定施設

2 カドミウム及びその化合物（一律排水基準：0.03mg/L）

業 種	許容限度（単位：mg/L）
金属鉱業	0.08（平成31年11月30日まで）
非鉄金属第1次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）	0.09（平成29年11月30日まで）
非鉄金属第2次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）	0.09（平成29年11月30日まで）
溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）	0.1（平成29年11月30日まで）

◆国の基準と条例の基準の県内工場・事業場への適用関係を整理すると以下のとおり。

（ ）は、条例の基準が適用される。（条例上乘せ排水基準：0.05mg/L）

業種等の区分	業 種	金属鉱業	非鉄金属第1次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る） 非鉄金属第2次製錬・精製業（亜鉛に係るものに限る） 溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）	左記以外	
		H28.12.1～H29.11.30	0.05	0.05	0.03
		H29.12.1～H31.11.30	0.05	0.03	0.03